

## 第24 予防規程の認可

(法第14条の2)

### 1 予防規程の基本的な考え方

- (1) 予防規程は、消防法令の規制と相まって企業が安全に操業するための自主保安基準である。
- (2) 事業所の保安に関する最終の責任が事業所長等にあることを銘記し、予防規程の作成については事業所長等自ら参画して創意と工夫を盛り込む。
- (3) 予防規程は、消防法令等の目的に即して事業所の組織及び施設規模の実態に適合するよう作成する。

### 2 予防規程対象施設

予防規程を定めなければならない製造所等は、次の施設が対象となるものである。

- (1) 指定数量の倍数が 10以上の製造所
- (2) " 150以上の屋内貯蔵所
- (3) " 200以上の屋外タンク貯蔵所
- (4) " 100以上の屋外貯蔵所
- (5) " 10以上の一般取扱所  
(指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを容器に詰め替えるものを除く。)
- (6) 移送取扱所
- (7) 給油取扱所 (自家用屋外給油取扱所以外のもの。)

### 3 予防規程の作成対象除外施設【昭40.11.2 自消丙予発第178号通知】

次に掲げる施設については、予防規程の作成を要しないものである。

- (1) 鉱山保安法第10条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等
- (2) 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等

### 4 予防規程の作成単位【昭40.11.2 自消丙予発第178号通知】

予防規程の作成単位は、原則として「製造所、貯蔵所又は取扱所」ごとに作成するものであるが、災害発生の関連性及び企業の有機的、一体的運営を勘案し、事業所内の予防規程作成対象施設以外の製造所等を含む事業所単位に一の予防規程を集約し、該当する全ての製造所等を網羅するように規定する。

なお、この場合で二以上の予防規程作成対象施設を持つ事業所が、当該事業所内のすべての対象施設の予防規程の内容に相当する規定を全部盛り込んだ予防規程を作成した場合

には、当該予防規程をもって、すべての作成対象施設の予防規程とみなすことができるものである。

## 5 危険物保安監督者の代行者の定め

危険物保安監督者の代行者は、複数の者を定めておくことができるものであるが、この場合は代行順序と代行者に付与される権限について定めておかなければならない。

代行者に関しては、基本的に担当者の行う保安業務に必要な権限と同等又はそれ以上の権限を有する者とする必要がある。なかでも、危険物保安監督者については、法第13条の規定により一定の資格を有することとされていることから、危険物保安監督者の業務を代行する者は、原則的に、危険物保安監督者相応の能力及び権限を有する等、業務に必要な一定の要件を満たしている必要がある。

## 6 自衛消防組織の編成

自衛消防組織の編成にあたって、従業員の勤務体制の実態に合わせた組織の編成でなければならない。

## 7 給油取扱所の予防規程

### (1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所【平10.3.13 消防危第25号通知】

予防規程に定めなければならない事項は、次によるものである。

ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制について

イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練について

ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示について

エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定について

オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検について

### (2) L P Gバルク貯槽を設置している給油取扱所【平成10.10.13 消防危第90号質疑】

予防規程の中に、L P Gタンクローリーからの受入中の安全対策について定める。

### (3) 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所【平成17.3.24 消防危第62号通知】

圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定める。

## 8 単独荷卸しを行う給油取扱所等の予防規程【平17.10.26 消防危第245号通知】

予防規程の作成義務のある給油取扱所等にあつては、次の事項について定める。また、その他の給油取扱所等にあつては、次の事項について定めた「単独荷卸し実施規程」を作成する。

### (1) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関する

ること。

- (2) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。
- (3) 単独荷卸しの実施に関すること。
- (4) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。
- (5) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。
- (6) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。
- (7) 添付書類
  - ア 石油供給者（石油元売会社、商社等）又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類。ただし、危険物保安技術協会における評価結果通知書を充てることができるものである。
  - イ 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
  - ウ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所に対して確約した書類（契約書等）

## 9 製造所及び一般取扱所の危険要因に対する対策【平成17.1.14 消防危第14号通知】

危省令第60条の2第1項第8号の3に規定する「危険要因」とは、火災・爆発又は漏えいの発生、拡大の要因をいうものである。なお、危険要因の把握について、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得る施設にあっては、これまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに、想定事故形態及び必要と考える対策を箇条的に整理するような簡易な方法でも構わないものである。

## 10 予防規程の不認可【昭40.11.2 自消丙予発第178号通知】

予防規程が次に該当する場合は、認可しないものである。

- (1) 法第10条第3項に基づき危政令で定める技術上の基準に抵触し、又はその範囲を逸脱している場合
- (2) 火災予防上不適当と認める場合
- (3) 緊急時における連絡その他の措置の方法が適切性を欠く場合

## 11 予防規程作成上の留意事項について【平13.8.23 消防危第98号通知】

予防規程の作成にあたっては、前記1のとおり、施設の実態に即して保安確保策を具体化しながら、これを明確に規定するよう作業を進めることが重要であるが、危省令第60条の2に規定されているもののうち、次の事項について「予防規程に盛り込むべき主な事項」及び「予防規程作成時に考慮すべき事項」は以下の内容が考えられるので、参考とすること。

### (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ア 保安業務の内容と役割分担（具体的に）
- イ 保安業務の各役割の担当者
- ウ 保安業務の各役割の代行者
- エ 交替時の引継方法及び引継事項

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の保安業務には、危険物の貯蔵及び取扱作業の立会いを行い従業員に必要な指示を与えたり、施設の点検等の維持管理をすること等がある。また、火災をはじめとする災害が発生した場合には、従業員を指揮して応急措置を講じることも必要である。危険物施設の所有者、保安監督者等の保安業務を管理する者自らが保安業務を全て行うことは不可能であり、また、保安業務を効率のよいものとするためには役割を適切に分担し、業務を組織的に行う必要がある。

保安業務の内容についてはできるだけ具体的に定め、これを施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に応じて役割分担することとなるが、担当者及びその代行者の決定においては、役割に対する責任についても考慮する必要がある。特に代行者に関しては、基本的に、担当者の行う保安業務に必要な権限と同等又はそれ以上の権限を有する者とする必要がある。なかでも、危険物保安監督者については、法第13条の規定により一定の資格を有することとされていることから、危険物保安監督者の業務を代行する者は、原則的に、危険物保安監督者相応の能力及び権限を有する等、業務に必要な一定の要件を満たしている必要がある。

### (2) 自衛の消防組織に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ア 自衛の消防組織の活動内容
- イ 自衛の消防組織の構成員と役割分担（活動体制等）
- ウ 自衛の消防組織の構成員の代行者

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物の規制に関する危政令第38条の2により一定規模以上の危険物施設を有する事業所について設けることとされている自衛消防組織のほか、自主的に組織される災害時の即応体制について定める必要がある。

### (3) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ア 保安教育の対象者の区分
- イ 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
- ウ 保安教育の時期

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の事故は、人的要因によるものが多く発生しており、これを防ぐために従

業員は保安に必要な知識及び技能を身につけておく必要がある。これには、テキストを活用したり、訓練を実施するといった保安教育を行うことが有効である。

保安教育は、危険物施設の全従業員を対象とすることが必要である。なお、必要に応じて当該施設の補修、整備等を行うため当該施設に出入りする関係会社の従業員等も対象に含めることが望ましい。

保安教育の計画作成においては、対象者の知識や経験を念頭に置き、従業員の保安意識の維持向上のため、対象者に応じた内容及び実施時期等を考慮することが必要である。特に、実施時期については、保安に対する関心の低下や作業慣れによる気の緩みを防ぐため、作業内容に応じた適切な時期とすることが望ましい。

#### (4) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ア 巡視、点検及び検査の時期、内容及び方法
- イ 巡視、点検及び検査の実施者（必要な資格を明記）
- ウ 巡視、点検及び検査の結果確認に関する体制（確認責任者、確認方法）
- エ 巡視、点検及び検査により不備事項等を発見した場合の応急措置及び報告

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

法第12条により、危険物施設の位置、構造及び設備は、危政令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないことが義務付けられており、また、法第14条の3の2により一定規模以上の製造所等については、定期的に点検を実施することが定められている。

これに基づき、危険物施設及び設備ごとに運転状況、危険物の取扱状況等に関して、巡視、点検及び検査の内容及び方法を、チェックリストを作成するなどにより明確にする必要がある。なお、危険物施設の保安確保上必要がある場合には、危政令の規定に関するもの以外にも施設の実態に応じて、巡視、点検及び検査についての基準を明確にしておくことが望ましい。

また、巡視、点検及び検査の実施者を指定する場合、資格が必要なものについては、実施者が当該資格を有していることを確認する必要がある。

#### (5) 危険物施設の運転又は操作に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ア 安全かつ適正に運転するための基準
- イ 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準
- ウ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検・操作基準
- エ 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の運転又は操作に関しては、通常の運転時の保安確保に関する事項のみなら

ず、緊急時の措置についても定めておく必要がある。

なお、後記(6)危険物の取扱作業の基準に関することにも該当する事項がある場合は、(6)の内容を本項目に含めることも可能である。

#### (6) 危険物の取扱作業の基準に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

ア 危険物の規制に関する危政令第24条から第27条までに規定されている遵守事項に対応した基準

イ 危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準（アに該当するもの以外）

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準について、危政令に定められている事項等に加え、危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準を具体的にわかりやすく規定する必要がある。

なお、(5)危険物施設の運転又は操作に関することにも該当する事項がある場合は、(5)の内容を本項目に含めることも可能である。

#### (7) 補修等の方法に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

ア 補修工事の関係者連絡体制（工事計画作成段階、工事中、工事終了後）

イ 補修工事に関する保安の措置及び安全確認体制

ウ 補修工事終了後の安全確認方法

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の事故は、補修工事中にも発生していることから、工事計画作成時点から工事後の安全確認が終了するまで、関係する部所間で連絡を取り合い、工事の部位、方法、期間等の周知徹底を図る仕組みを確立することが必要である。また、工事計画作成段階においては、補修に先だって講じる措置、補修中の養生方法、補修完了後の措置及び緊急時の対応方法等について明確にするとともに、これらの措置の確認方法及び確認体制に関する事項を定めておくことが必要である。

#### (8) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

ア 緊急時の通報連絡体制及び手段（火災時、漏えい時、地震時等）

イ 避難に関すること

ウ 応急措置方法(火災、漏えい、地震等に対する措置、資機材に関すること)

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

法第16条の3において、危険物施設の所有者等は、当該施設で危険物の流出、その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない、また、

このような事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防署等に通報しなければならないとされていることから、消防署等への通報連絡体制と手段を定めるとともに、応急措置に関する事項を定め、これに使用する資機材を準備する必要がある。

なお、応急措置の方法については、類似施設の事故例等を参考にして予測される事故に関する対応方法をできるだけ具体的にわかりやすく定めておくことが必要である。

**(9) 危険物の保安に関する記録に関すること**

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

ア 保安に関する記録の様式（項目、日時、実施者、確認者（責任体制を明確に））

イ 保安に関する記録の保存方法

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

保安に関する記録としては、次の①～⑤等がある。①点検・検査の記録②設備の故障、補修等に関する記録③作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録④異常時の応急措置に関する記録⑤事故に関する記録

これらの記録については、単に保存するだけでなく、内容を分析し、その結果をより高度な安全対策に活かして行くといった活用方法もあるため、索引をつける等、分析等に活用しやすいフォーマット、保存方法とすることが必要である。